

## E V等普及促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 県内における運輸部門の脱炭素化を加速するため、県内のバス会社及びタクシー会社等が電気バス、電気タクシー等及び電気タクシー等用充放電設備を導入する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「プラグインハイブリッド自動車」という。）を含む。）をいう。
- (2) 「電気バス」とは、電気自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- (3) 「電気タクシー」とは、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- (4) 「プラグインハイブリッドタクシー」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- (5) 「電気タクシー等用充放電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であって、専ら電気タクシー及びプラグインハイブリッドタクシー（以下「電気タクシー等」という。）に充電するための設備をいう。
- (6) 「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）、同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。）及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）をいう。
- (7) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (8) 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (9) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (10) 「自動車リース事業者」とは、事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 補助対象事業の内容、事業の実施者（以下「補助対象事業者」という。）の要件並びに

第1に規定する経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとし、かつ別表第1に定める全ての設備を事業年度内に整備する事業とする。

2 知事は、補助金の交付決定の審査に当たり、補助対象事業者が自動車リース事業者である場合は、あらかじめリース料に対する補助金の取扱いが適切であるか確認するものとする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（補助額の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での変更
- (3) その他知事が必要と認めるもの

（申請の取下期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（財産の処分に係る制限の期間）

第6 規則第19条第1項に規定する期間は、別表第2のとおりとする。

（立入検査等）

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（書類の整備等）

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（前金払）

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、前金払請求書（様式第8号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の前金払は補助額の9割を上限とする。

（データ等の提供要請と協力要請）

第10 県は、県の施策に基づき、必要な範囲において申請者等に対して電気バス、電気タクシー等及び電気タクシー等用充放電設備に関するデータ等の提供を要請することができる。

2 補助事業者は、県が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第 11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 3 のとおりとする。

(補則)

第 12 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

別表第1(第3関係)

補助対象事業の内容 ※1	電気バスの導入	電気タクシー等の導入	電気タクシー等用充放電設備の導入(電気タクシー等の導入を伴う場合に限る。)
補助対象事業者の要件	岩手県内に事業所等を有する次に掲げる者 ア 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者 イ アの事業者が電気バスの貸渡しを行う自動車リース事業者(リース料金から補助金相当額を控除し、かつ、リース期間を原則処分制限期間以上に設定する者に限る。※4)	岩手県内に事業所等を有する次に掲げる者 ア 一般乗用旅客自動車運送事業者又は道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者 イ アの事業者が電気タクシー等の貸渡しを行う自動車リース事業者(リース料金から補助金相当額を控除し、かつ、リース期間を原則処分制限期間以上に設定する者に限る。※4)	
補助対象経費 ※2	車両本体価格(オプション等の諸費用は含まない。)	車両本体価格(オプション等の諸費用は含まない。)	設備本体価格(本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含み、工事費は含まない。)
補助対象要件	県内に使用の拠点を置く車両	県内に使用の拠点を置く車両	左記要件を満たす電気タクシー等に専ら充電するための設備
補助額 ※3	補助対象経費に補助率を乗じて得た額 ただし、1台あたり2,000万円を上限とする。	補助対象経費に補助率を乗じて得た額 ただし、電気タクシーは1台あたり60万円、プラグインハイブリッドタクシーは1台あたり30万円を上限とする。	補助対象経費に補助率を乗じて得た額 ただし、1基あたり37万5千円を上限とする。
補助率	1/3	1/4	1/4

※1 交付決定日から令和6年2月28日までの間に、電気バス及び電気タクシー等の新車登録をしたもの並びに電気タクシー等の導入に合わせて電気タクシー等用充放電設備が導入されたものを補助の対象とする。

※2 消費税及び地方消費税は除く。

※3 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※4 リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間まで継続的に使用することを担保すること。

別表第 2 (第 6 関係)

取得財産	処分制限期間
電気バス	5 年
電気タクシー	3 年
プラグインハイブリッドタクシー	3 年
電気タクシー等用充放電設備	2 年

別表第 3 (第 11 関係)

条 項	提出書類及び添付書類	提出部数	提出期日
規則第 4 条の 規定による書 類	交付申請書 (様式第 1 号) (添付書類) 1 事業計画書 (様式第 2 号) 2 補助金計算書 (様式第 3 号) 3 その他知事が必要と認める書類	1 部	別に定める日
規則第 6 条第 1 項第 1 号、 第 2 号及び第 3 号の規定に よる書類	事業変更(中止・廃止)承認申請書 (様式第 4 号)	1 部	変更(中止、廃止)の理 由が生じた日から 30 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定に よる書類	補助金請求書 (様式第 5 号) (添付書類) 1 事業報告書 (様式第 6 号) 2 収支計算書 (様式第 7 号) 3 その他知事が必要と認める書類	1 部	当該事業を完了した 日(規則第 6 条第 1 項 第 3 号に規定する事 業の中止又は廃止の 承認を受けた場合に は、当該承認の通知を 受理した日)から 30 日 を経過した日又は補 助金の交付の決定を 受けた翌年度の 3 月 29 日のいずれか早い 日